

第 146 期決算公告

平成 21 年 6 月 26 日

茨城県水戸市南町一丁目 3 番 1 号

株式会社茨城銀行

取締役頭取 溝田 泰夫

貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	43,079	預金	723,165
現金	17,013	当座預金	11,432
預け	26,066	普通預金	204,463
コ ー ル ー	14,000	貯蓄預金	8,612
商 品 有 価 証 券	350	通知預金	4,049
商 品 国 債	338	定期預金	477,747
商 品 地 方 債	11	定期積	11,993
金 銭 の 信 託	5,355	そ の 他 の 預 金	4,866
有 価 証 券	123,403	借 用 金	4,180
国 債	39,981	借 入 金	4,180
地 方 債	2,450	外 国 為 替	15
社 債	49,497	売 渡 外 国 為 替	15
株 式 債	4,713	社 債	5,150
そ の 他 の 証 券	26,760	そ の 他 負 債	3,316
貸 出 金	559,669	未 払 法 人 税 等	75
割 引 手 形	6,027	未 払 費 用	1,387
手 形 貸 付	47,498	前 受 収 益	560
証 書 貸 付	462,573	給 付 補 て ん 備 金	14
当 座 貸 越	43,569	金 融 派 生 商 品	462
外 国 為 替	203	そ の 他 の 負 債	816
外 国 他 店 預 け	203	賞 与 引 当 金	301
そ の 他 資 産	3,288	退 職 給 付 引 当 金	2,251
前 払 費 用	787	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	157
未 収 収 益	1,060	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
金 融 派 生 商 品	0	偶 発 損 失 引 当 金	409
そ の 他 の 資 産	1,439	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
有 形 固 定 資 産	11,801	支 払 承 諾	1,960
建 物	3,419	負 債 の 部 合 計	742,335
土 地	7,610	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	771	資 本 金	15,541
無 形 固 定 資 産	565	利 益 剰 余 金	3,761
ソ フ ト ウ ェ ア	374	利 益 準 備 金	56
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	191	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,704
繰 延 税 金 資 産	5,276	繰 越 利 益 剰 余 金	3,704
支 払 承 諾 見 返 金	1,960	自 己 株	△ 9
貸 倒 引 当 金	△ 10,755	株 主 資 本 合 計	19,293
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,759
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,430
		純 資 産 の 部 合 計	15,862
資 産 の 部 合 計	758,198	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	758,198

損益計算書 [平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		20,477
資金運用収益	17,242	
貸出金利	14,818	
有価証券利息配当金	1,722	
コールローン利息	67	
預け金利	633	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,023	
受入為替手数料	663	
その他の役務収益	1,359	
その他業務収益	72	
外国為替売買益	12	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	57	
その他経常収益	1,139	
株式等売却益	286	
その他の経常収益	852	
経常費用		20,994
資金調達費用	2,376	
預金利息	1,996	
借入金利息	171	
社債利息	208	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	1,850	
支払為替手数料	118	
その他の役務費用	1,732	
その他業務費用	197	
国債等債券売却損	1	
金融派生商品費用	195	
営業経費用	12,584	
その他経常費用	3,985	
貸倒引当金繰入額	1,336	
貸出金償却	1,200	
株式等売却損	57	
株式等償却	729	
その他の経常費用	660	
経常損失(△)		△ 516
特別利益		969
償却債権取立	570	
その他の特別利益	398	
特別損失		30
固定資産処分損	30	
税引前当期純利益		421
法人税、住民税及び事業税	44	
法人税等調整額	907	
法人税等合計		951
当期純損失(△)		△ 529

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、15年変動利付国債につきましては、決算日の市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、当該国債は店頭において取引されている実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせないと考えられることから、当事業年度においては合理的に算定された価額により評価しております。

この変更による損益への影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産額合計がそれぞれ701百万円増加しております。

15年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 6,071 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定率法により按分した額を、発生の翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

追加情報

(連結子会社支援の実施)

当事業年度に、当行の住宅ローン債権の保証業務を行っている連結子会社いばぎん信用保証(株)を支援するため、当該子会社の保証債務を限定する契約を同社と締結しております。この結果、従来、当該子会社で計上しておりました債務保証損失引当金の一部を当行で貸倒引当金として計上することとなり、当該子会社の債務超過が解消したため、子会社支援損失引当金を取崩しております。なお、当該取崩額は「その他の経常収益」に含まれております。

これにより、契約締結前と比較して、その他の経常収益は 596 百万円、貸倒引当金繰入額は 739 百万円、経常損失は 143 百万円それぞれ増加し、税引前当期純利益は 143 百万円減少しております。

(その他有価証券に係る減損処理基準の変更)

従来、その他有価証券の時価が取得原価に比べて 30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っておりましたが、当事業年度において、世界的な金融危機等の影響を受け株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、当事業年度から、時価が取得原価に比べて 50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の 30%以上 50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

これにより従来の方法に比べ、株式等償却及び経常損失は 1,770 百万円それぞれ減少し、税引前当期純利益は 1,770 百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 34 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,049 百万円、延滞債権額は 22,406 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 378 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,533 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,368 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は、11,822 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,027百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,016百万円

預け金 52百万円

担保資産に対応する債務

預金 668百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,278百万円及び預け金870百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は478百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、129,290百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが124,479百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,037百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 11,655百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 313百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,180百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債5,150百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は150百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 111円97銭

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部や営業用車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額 785百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 911百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	20 百万円
役務取引等に係る収益総額	3 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	20 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2 百万円
役務取引等に係る費用総額	40 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	306 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 1株当たり当期純損失金額 3円73銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されており、また、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他の経常費用」には、偶発損失引当金繰入額152百万円を含んでおります。

5. 「その他の特別利益」には、株式会社関東つくば銀行に対する損害賠償請求訴訟の和解金350百万円を含んでおります。

6. 関連当事者との取引は以下の通りであります。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	いばぎん信用 保証株式会社	茨城県 水戸市	410	信用保 証業務	(直接) 100%	兼任 1名	当行住 宅ロー ン等の 保証	住宅ロー ンの被保 証	80,557	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案して決定しております。
- 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称 または氏名	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及 びその 近親者	長野 泰弘	埼玉県 春日部市	—	歯科医	なし	—	—	資金の 貸付 利息の 受取	- 1	貸出金	47
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	株式会社 カズマ興産 (注2)	茨城県 猿島郡 境町	3	ゴルフ 練習場	なし	なし	なし	資金の 貸付 利息の 受取	- 1	貸出金	44

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しています。

2. 当行役員豊崎寛の2親等以内の親族が議決権の100%を直接保有しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	350	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	2,019	2,044	25	28	3
社債	429	429	△0	1	1
その他	1,700	1,457	△242	-	242
合計	4,149	3,931	△217	29	247

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	5,131	4,458	△673	373	1,047
債券	89,157	89,330	172	550	378
国債	39,813	39,981	168	225	57
地方債	427	430	3	3	-
社債	48,917	48,917	0	321	320
その他	28,157	24,899	△3,257	13	3,271
合計	122,446	118,687	△3,759	937	4,696

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、729 百万円（うち、株式 83 百万円、その他 646 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30%以上の銘柄としております。このうち減損処理は、時価の下落率が 50%以上の銘柄については一律実施し、時価の下落率が 30%以上 50%未満の銘柄は有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して実施しております。

(追加情報)

(1) その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更

従来、15 年変動利付国債につきましては、決算日の市場価格に基づく価額により評価していましたが、当該国債は店頭において取引されている実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせないと考えられることから当事業年度においては合理的に算定された価額により評価しております。この変更による損益への影響はありませんが、従来の方によった場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産額合計がそれぞれ 701 百万円増加しております。

15 年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

(2) その他有価証券に係る減損処理基準の変更

従来、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っていましたが、当事業年度において、世界的な金融危機等の影響を受け株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、当事業年度から、時価が取得原価に比べて 50%以上下落している銘柄については一律減損

処理を行い、時価が取得原価の30%以上50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。これにより従来の方法によった場合に比べ、減損処理額は1,770百万円（うち、株式548百万円、その他1,222百万円）減少しております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	17,887	344	59

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	150
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	34
その他有価証券 非上場株式	220
その他の証券	161

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	17,236	60,780	9,945	3,967
国債	5,508	21,635	8,869	3,967
地方債	512	1,582	356	-
社債	11,215	37,562	718	-
その他	-	12,549	5,245	6,638
合計	17,236	73,329	15,190	10,606

（金銭の信託関係）

1. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	5,355	5,355	-	-	-

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	6,534 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	5,209
その他有価証券評価差損	2,030
退職給付引当金損金不算入額	593
減価償却の償却超過額	379
有価証券償却超過額	373
その他	750
繰延税金資産小計	15,870
評価性引当額	△10,594
繰延税金資産合計	5,276
繰延税金資産の純額	5,276 百万円

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロに規定する単体自己資本比率(国内基準)は7.76%であります。

(重要な後発事象)

当行は、平成21年4月28日に、株式会社関東つくば銀行と平成22年3月1日を効力発生日として合併することについて合意し、同日、合併基本合意書を締結しました。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

(株)茨銀ビジネスサービス

いばぎん信用保証(株)

(株)いばぎんカード

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度に全額償却しております。

連結貸借対照表（平成21年3月31日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	43,080	預 金	722,254
コーロローン及び買入手形	14,000	借 用 金	4,180
商 品 有 価 証 券	350	外 国 為 替	15
金 銭 の 信 託	5,355	社 債	5,150
有 価 証 券	123,869	そ の 他 負 債	4,716
貸 出 金	560,709	賞 与 引 当 金	316
外 国 為 替	203	退 職 給 付 引 当 金	2,254
そ の 他 資 産	3,714	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	164
有 形 固 定 資 産	11,804	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
建 物	3,420	ポ イ ン ト 引 当 金	6
土 地	7,610	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
その他の有形固定資産	773	偶 発 損 失 引 当 金	409
無 形 固 定 資 産	566	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
ソ フ ト ウ ェ ア	374	支 払 承 諾	1,960
その他の無形固定資産	192	負債の部合計	742,857
繰 延 税 金 資 産	5,316	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	1,960	資 本 金	15,541
貸 倒 引 当 金	△ 11,860	利 益 剰 余 金	4,088
		自 己 株 式	△ 9
		株 主 資 本 合 計	19,620
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 3,759
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,430
		少 数 株 主 持 分	23
		純資産の部合計	16,212
資産の部合計	759,069	負債及び純資産の部合計	759,069

連結損益計算書 [平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで]

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		20,211
資金運用収益	17,324	
貸出金利息	14,895	
有価証券利息配当金	1,727	
コールローン利息及び買入手形利息	67	
預け金利息	633	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	2,249	
その他の業務収益	72	
その他の経常収益	566	
経常費用		20,468
資金調達費用	2,375	
預金利息	1,994	
借入金利息	171	
社債利息	208	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	1,817	
その他の業務費用	197	
営業経費	12,736	
その他の経常費用	3,342	
貸倒引当金繰入額	684	
その他の経常費用	2,658	
経常損失(△)		△ 256
特別利益		970
償却債権取立益	571	
その他の特別利益	398	
特別損失		30
固定資産処分損	30	
税金等調整前当期純利益		683
法人税、住民税及び事業税	59	
法人税等調整額	907	
法人税等合計		967
少数株主損失(△)		△ 27
当期純損失(△)		△ 256

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。（追加情報）

従来、15年変動利付国債につきましては、決算日の市場価格に基づく価額により評価していましたが、当該国債は店頭において取引されている実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせないと考えられることから、当連結会計年度においては合理的に算定された価額により評価しております。

この変更による損益への影響はありませんが、従来の方によった場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産額合計がそれぞれ701百万円増加しております。

15年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権

については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,071百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（2,842百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる影響はありません。

追加情報

（その他有価証券に係る減損処理基準の変更）

従来、その他有価証券の時価が取得原価に比べて 30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っておりましたが、当連結会計年度において、世界的な金融危機等の影響を受け株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、当連結会計年度から、時価が取得原価の 50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の 30%以上 50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

これにより従来の方法に比べ、その他の経常費用及び経常損失は 1,770 百万円それぞれ減少し、税金等調整前当期純利益は 1,770 百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,256百万円、延滞債権額は23,439百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税

法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は382百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,551百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,630百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は、11,822百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,027百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,016百万円
預け金	52百万円

担保資産に対応する債務

預金	668百万円
----	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券10,278百万円及び預け金870百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は478百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,964百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが127,153百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用

の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,037 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,661 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 313 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,180 百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 150 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 114 円 28 銭
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部や営業用車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△6,576 百万円
年金資産（時価）	2,556
<hr/>	
未積立退職給付債務	△4,020
会計基準変更時差異の未処理額	697
未認識数理計算上の差異	1,817
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△1,505
前払年金費用	749
退職給付引当金	△2,254

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,208 百万円、株式等償却 729 百万円及び偶発損失引当金繰入額 152 百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別利益」には、株式会社関東つくば銀行に対する損害賠償請求訴訟の和解金 350 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり当期純損失金額 1 円 81 銭
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されており、また潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	350	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	500	500	0	0	—
地方債	2,019	2,044	25	28	3
社債	429	429	△0	1	1
その他	1,700	1,457	△242	—	242
合計	4,649	4,432	△216	30	247

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	5,131	4,458	△673	373	1,047
債券	89,157	89,330	172	550	378
国債	39,813	39,981	168	225	57
地方債	427	430	3	3	—
社債	48,917	48,917	0	321	320
その他	28,157	24,899	△3,257	13	3,271
合計	122,446	118,687	△3,759	937	4,696

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、729百万円（うち、株式83百万円、その他646百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が30%以上の銘柄としております。このうち減損処理は、時価の下落率が50%以上の銘柄については一律実施し、時価の下落率が30%以上50%未満の銘柄は有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して実施しております。

(追加情報)

(1) その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更

従来、15年変動利付国債につきましては、決算日の市場価格に基づく価額により評価しておりましたが、当該国債は店頭において取引されている実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせないと考えられることから、当連結会計年度においては合理的に算定された価額により評価しております。

この変更による損益への影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、有価証券及びその他有価証券評価差額金並びに純資産額合計がそれぞれ701百万円増加しております。

15年変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者により提供されたものに、当行が流動性リスクを考慮して算定したものであります。当該評価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引き、流動性リスクを考慮することにより算定しており、国債の利回り、同利回りのボラティリティ及び流動性リスクが主な価格決定変数であります。

(2) その他有価証券に係る減損処理基準の変更

従来、その他有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落している銘柄については回復可能性がないものとして減損処理を行っておりましたが、当連結会計年度において、世界的な金融危機等の影響を受け株式等の価格変動が急激に大きくなっている状況等を勘案して、当連結会計年度から、時価が取得原価の50%以上下落している銘柄については一律減損処理を行い、時価が取得原価の30%以上50%未満下落している銘柄については、有価証券の発行体の業績、信用リスク及び時価の推移等により時価の回復可能性を判断して減損処理を行うことに変更しております。

これにより従来の方法によった場合に比べ、減損処理額は1,770百万円（うち、株式548百万円、その他1,222百万円）減少しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	17,887	344	59

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	150
その他有価証券	
非上場株式	221
その他の証券	161

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	17,736	60,780	9,945	3,967
国債	6,008	21,635	8,869	3,967
地方債	512	1,582	356	—
社債	11,215	37,562	718	—
その他	—	12,549	5,245	6,638
合計	17,736	73,329	15,190	10,606

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	5,355	5,355	—	—	—

(注)連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は7.83%であります。

(重要な後発事象)

当行は、平成21年4月28日に、株式会社関東つくば銀行と平成22年3月1日を効力発生日として合併することについて合意し、同日、合併基本合意書を締結しました。